

医療費通知を医療費控除に活用する予定の人へ (国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している人)

保健医療課医療予防係 ☎0824-73-1155・保健医療課国保年金係 ☎0824-73-1158

市・県民税（住民税）の申告や確定申告で医療費控除を受ける人は「医療費控除の明細書」を添付する必要がありますが、「医療費通知（医療費のお知らせ）」を添付することで、「医療費控除の明細書」の記入を一部省略することができます。

医療費通知の送付時期

「医療費通知（医療費のお知らせ）」は、「国民健康保険」および「後期高齢者医療制度」に加入している人へ、次の時期に届きます。

▼国民健康保険

1～10月診療分 2月上旬
11・12月診療分 3月上旬

▼後期高齢者医療制度

1～10月診療分 1月末頃
11・12月診療分 3月中旬

11・12月診療分の控除を受けるには

「11月・12月診療分」の通知は、申告の時期に間に合わない場合があります。

また、医療機関からの請求が遅れている場合や、再審査となっている場合などは、診療情報が通知に記載されない場合があります。

その場合、該当の医療費控除を受けるためには、医療機関の領収書などに基づき作成した「医療費控除の明細書」を添付して申告する必要があります。

※「医療費控除の明細書」の様式は、税務課市民税係・各支所地域振興室にあります。
また、国税庁ホームページからもダウンロードできます。



※医療費の領収書は、確定申告などの期限から5年間保存する必要があります。

問い合わせ

▼国民健康保険加入者

保健医療課国保年金係

☎0824・73・1158

▼後期高齢者医療制度加入者

《1月まで》

保健医療課医療予防係

☎0824・73・1155

《2月から》

広島県後期高齢者医療費のお知らせコールセンター

☎050・3385・1009



発達障害児への基本的な配慮を学ぶ



ほのぼのネット ☎0824-73-1214

子育て支援講演会

市は、育児の不安軽減を図り、子育てに対して自信と楽しさを持つていただくことを目的に、毎年講演会を開催しています。

本年度は「事例から学ぶ」発達障害児への基本的な配慮」と題して、発達障害支援ラインボー教室で年間250人の支援を行っている、津守慎二さんに講演をしていただきます。

子育てをしている人、子育て支援に従事している人、子どもを見守る地域の人など、誰でも参加できます。

子どもの発達が気になる・子どもの行動特性のために育てにくさを感じるなどはありませんか。

今回は発達障害の知識と具体的な支援について、事例を基にお話しいただきます。ぜひ、ご参加ください。



講師の津守さん

講演会の内容

次の日程で、子育て支援講演会を開催します。

とき

1月25日(土) 14時～15時30分

ところ

・庄原自治振興センター
・東城支所3階大会議室（オンライン配信）

申し込み方法

・電話予約

児童福祉課あんしん支援係
☎0824・73・0051

・インターネット予約

電子母子手帳アプリ「庄原市ほのぼのネットアップ」



申し込み締め切り

1月23日(木) 17時まで

託児

0歳児～小学3年生

※4年生以上の子どもの託児は、別途ご相談ください。

問い合わせ

児童福祉課あんしん支援係

☎0824・73・0051

社会福祉課障害者福祉係

☎0824・73・1210